# 成年後見制度・障害者差別解消法

# 思いやりのある社会を目指し

300人暮らしています。今号では、高齢者や障がいのある人を保護する制度や、私た 市内には、65歳以上の高齢者が約2万9、600人、何らかの障がいのある人が約5、 ちに求められている支援について紹介します。

## 権利を守る成年後見制度 局齢者・障がい者の

いなどの理由で判断能力が十分で 認知症や知的障がい・精神障が

> 財産を管理したり、介護などの んだりすることが難しい場合があ サービスを受けるための契約を結 ない人は、不動産や預貯金などの

ります。

思い悩んだら相談してください

## 任意後見制度

す。手続きは成田公証役場で行う らかじめ契約で決めておく制度で ちに、将来に備えて「誰に」「どの ことができます。 ような支援をしてもらうか」をあ 本人に十分な判断能力があるう

## 法定後見制度

判断能力の程度や本人の事情に応 などが本人を支援する制度です。 家庭裁判所に選任された後見人 まうなどの被害に遭う恐れもあり よく判断できずに契約を結んでし また、不利益な契約であっても、

成年後見制度です。 本人の支援者や家庭裁判所が選任 に代わって財産や権利を守るのが した人などが後見人となり、本人 このような人を保護するために、

度と法定後見制度の2種類があり 成年後見制度には、任意後見制

> 市で支援を行うことができます。 じて「後見」「保佐」「補助」の3つ し立てを行う親族がいない人は、 に分けられます。 し立てを行う必要があります。申 住所地を管轄する家庭裁判所で申 手続きをするためには、本人の

# 手続きの問い合わせ先

## 任意後見制度について

法定後見制度について ○成田公証役場(☎22-1035)

# 親族が申し立てを行う場合

○千葉家庭裁判所佐倉支部(☎0 43 - 484 - 1243)

申し立てを行う親族がいない場合 ○認知症などの症状がある高齢者 …高齢者福祉課(☎20-153

○知的障がい・精神障がいにより 判断能力が十分でない人…障が い者福祉課(☎20 - 1539)

## 知っていますか 障害者差別解消法

の有無に関わらず、お互いの人格 障害者差別解消法とは、障がい

> この法律では、次のことを定めて きる社会をつくるための法律です と個性を尊重し合いながら共生で

# 不当な差別的取り扱いの禁止

どが挙げられます。 くサービスの提供を拒否・制限す いすだからといって入店を断るな 由だけでアパートを貸さない、車 るような行為を禁止しています。 いのある人に対して正当な理由な 例えば、障がいがあるという理 行政機関や民間事業者が、障が

## 合理的配慮の提供

その人の障がいに合った方法で支 れています。 す。行政機関には負担が重すぎな 者には配慮に努めることが求めら い範囲で配慮すること、民間事業 援することを合理的配慮といいま 障がいのある人の求めに応じて

筆談を用いて伝える、視覚障がい を読み上げるなどが挙げられます のある人に書類を渡すときは内容 例えば、聴覚障がいのある人に

# できることから始めよう

専門的な知識や経験がなくても

を掛けてください。ただし、障が 障がいのある人へ簡単な支援をす ることはできます。 困っている人を見掛けたら、声

**FAX**=043 - 486 - 277

内

## FAX = 27 - 1065 呼がいのある人への差別に関する

## **器等**号=27

# こまざまな相談を受け付けます。

- |常生活で困っていることなど
  - ほっとすまいるセンター FAX=2 - 2367 電話番号=20 - 1539 障がいについての相談のほか、

## **哻がい者福祉課**

してください。

設しています。相談料は無料で、 秘密は厳守されます。気軽に利用 市や県では、 次の相談窓口を開 援の内容を確認しましょう。 図)を参考に、私たちができる寸 要に応じた配慮が大切です。 いの種別や程度はさまざまで、 は支援が必要か聞いてみましょう。 障がいの種別と必要な配慮(下

## 障がいの種別と必要な配慮

## 身体障がい

くください

91(県印旛健康福祉センター

つらい思いをしたりしたら相談し

障がいを理由に差別されたり、

目や耳、手足、身体内部などの機能に障がいがあり、日常生活にさまざまな困難が 生じます。



### 例えば…

- ○視覚障がいで、周りの状況が分からなく なってしまうことがある
- ○聴覚障がいで、車内アナウンスなどの音 声による情報が入ってこない



### 配慮の一例

- 「何かお困りですか」と声を掛け、周囲の 状況を具体的に説明する
- ○情報を求められたら、手話や筆談など、そ の人が希望する方法で伝える

## 知的障がい

知能面の遅れがあり、日常生活や社会生活などへの適応が難しい場合があります。



### 例えば…

- ○一度にたくさんのことを言われると、内 容が分からない
- ○渡された資料に漢字が多いと、理解でき



### 配慮の一例

- ○短い文章で丁寧に説明し、内容が理解さ れたことを確認しながら対応する
- ○資料などにはふりがなを振り、絵や図を 使って分かりやすくなるよう工夫する

## 精神障がい

うつ病や双極性障がい(そううつ病)などの気分障がい、統合失調症、てんかんなど の精神疾患があり、外見からは分かりづらい場合があります。



### 例えば…

- ○人が多い場所や騒がしい場所にいると、 パニックを起こしそうになる
- ○急に体調が悪くなり、当日の予定を取り やめてしまうことがある



### 配慮の一例

- ○静かな場所や一人になれる場所に案内す るなど、落ち着ける環境を用意する
- ○緊張が続き、疲れやすい傾向があること を理解し、丁寧な対応を心掛ける

## そのほかの障がい

他人とのコミュニケーションが苦手な発達障がいや、脳で精密な情報処理ができな い高次脳機能障がい、難病を原因とする障がいなどがあります。



### 例えば…

- ○発達障がいで、予定外の出来事が起こる と、情緒が不安定になる
- ○高次脳機能障がいで、物事を忘れやすく、 失敗が多い
- ○難病を患っていることが見た目では分か らず、特性を理解してもらえない

## 配慮の一例

○障がいの種類はさまざまなので、場面や 状況に応じて必要な配慮が異なることを 理解し、対応できるよう工夫する